

**【新設】（サービス設計工程の全てが行われるかどうかの判定）**

**42の4(1)－3** サービス設計工程（措置法令第27条の4第2項各号に掲げるものをいう。

以下42の4(1)－3において同じ。）の全てが行われるかどうかは、法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階において決定しているかどうかにより判定する。したがって、サービス設計工程の全てが当該事業年度に完了していない場合又は当該事業年度において試験研究が中止になった場合であっても、法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階で決定しているときには、その試験研究はサービス設計工程の全てが行われる試験研究に該当することに留意する。

(注) サービス設計工程の全てを実行することの判定については、当該法人がその全部又は一部を委託により行うかどうかは問わないことに留意する。

**【解説】**

1 本制度の対象となるサービス研究に該当するためには、その役務の開発が対価を得て提供するものであること及び新たな役務の開発を目的とするものであることのほか、その研究の内容が措置法令第27条の4第2項各号に掲げる4要件の全てが行われることが必要となる。この4要件は①いわゆるビッグデータを収集・取得し、②その情報を分析して新たな法則を発見し、③その発見された法則から役務を設計し、④設計された役務と発見された法則との妥当性などの確認を行うといった手順で進められることとなる。

ところで、このような研究開発活動に要する期間は、その開発の規模にもよるものの、複数年度にわたって行われるということも十分に考えられる。一方で、本制度は事業年度単位で対象となる試験研究費の額に控除割合を乗じて控除税額を算出するものであるから、本制度を適用する事業年度において4要件の研究活動が全て終わらない場合が生ずる。また、4要件の全てが行われたことが確認できるまでは試験研究費に該当するかどうか判断できないことになれば、本制度にはいわゆる当初申告要件が課されていることから（措法42の4⑩）、結果的に本制度を適用することができないことになってしまう。

2 そこで、本通達では、サービス設計工程の全てが行われるかどうかは、その全てを実行することを計画段階において決定していればよく、当該事業年度ではサービス設計工程が全て実行されていないとしても、あるいは、結果として全て実行されずに試験研究が中止となったとしても、その試験研究費は当該事業年度の税額控除の対象となることを、本通達において明らかにしている。

3 また、サービス設計工程の全てを実行することについて、その全ての工程又はいずれかの工程を委託したとしても本制度を適用することができることを本通達の注書において明らかにしている。

4 なお、連結納税制度においても同様の取扱い（連措通68の9(1)－3）を定めている。